

静岡県告示第556号

静岡県県民の日条例（平成8年静岡県条例第23号）第4条に規定する知事が告示で定める施設の使用料及び日は、次のとおりとする。

令和7年8月5日

静岡県知事 鈴木 康 友

使 用 料	日
静岡県富士山世界遺産センターの常設展示の観覧料	令和7年8月21日
静岡県立美術館の常設展示の観覧料	令和7年8月21日
ふじのくに地球環境史ミュージアムの観覧料	令和7年8月17日
静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場の観覧料	令和7年8月21日
ふじのくに茶の都ミュージアムの観覧料	令和7年8月21日